

令和5年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

本市上下水道局では、いわゆる「新・担い手三法」の趣旨等を踏まえた制度改正を行ってきましたが、令和4年度までの入札状況等を踏まえ、建設工事について下記のとおり制度改正を行います。

制度改正

- 1 建設工事における週休2日工事の拡大について
- 2 ICT（情報通信技術）活用工事について（試行）
- 3 建設現場における遠隔臨場について（試行）
- 4 工事完成図書の電子納品について（試行）

令和5年3月28日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

1. 建設工事における週休2日工事の拡大について

本市上下水道局では、建設業における働き方改革の推進の一環として、令和5年度から以下のとおり週休2日工事の対象を拡大します。

(1) 対象工事

	現行(令和4年度)	改正後(令和5年度)
週休2日工事 対象工事	・設計金額が4,000万円以上の 土木工事および配水管布設工事	・設計金額が130万円を超える 建設工事

対象工事は特記仕様書に週休2日工事であることを明示します。ただし、以下の工事は除きます。

- ①竣工時期及び作業時間の制約が厳しい工事(出水期における河川区域内工事など)
- ②緊急を要する工事(災害復旧工事など)
- ③その他発注者が指定する工事

(2) 発注方式

受注者の希望により「週休2日工事」を実施することができる「受注者希望型」とします。

(3) 週休2日の定義

「週休2日」とは、工事の着手前に、4週間のうち6日間以上の休日を定め、休日には現場での作業(※注1)を一切行わず、現場閉所(※注2)することです。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、年末年始(6日間)、夏季休暇(3日間)、工場制作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間は含まないものとします。

【休日取得形態】

4週8休	4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。
4週7休	4週間のうち、7日間の休日を定め確保することをいう。
4週6休	4週間のうち、6日間の休日を定め確保することをいう。

※注1 【現場での作業に該当しない作業】

- ・臨機の措置(異常気象等における現場対応及び安全パトロール等)
- ・資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ・その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

※注2 現場閉所とは、巡回パトロール及び保守点検等を除き、受注者ごとに現場事務所での作業を含めて1日を通して現場での作業がない状態をいいます。

(4) 労務費等・工事成績評定の取扱い

①労務費等の取扱い

「週休2日」が完全に達成できた場合は、休日取得形態に応じて以下のとおり補正係数を乗じて増額変更します。

- ・土 木 工 事・・・・・・・・・・ 労務費、機械経費及び間接工事費率
- ・建築工事及び設備工事・・・・・・・・ 労務費

②工事成績評定の取扱い

4週6休の取得形態が完全に達成できた場合についてのみ、評価します。

なお、達成できなかった場合においても評価が下がることはありません。

◆ 令和5年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

2. ICT（情報通信技術）活用工事について（試行）

本市上下水道局では、建設業における働き方改革の推進の一環として、ICT（情報通信技術）の活用による建設現場の労働力不足の解消及び作業の効率化による生産性向上に向けて、ICT施工に精通した技術者・技能労働者の育成を図るため、「ICT活用工事（※注）」を試行します。

※注 工事前測量から工事、検査に至るまでの工程において、ドローン、GPS及びコンピューター付建設機械等の情報通信技術を活用する工事

（1）対象工事

本市上下水道局が発注する「土木一式工事」、「配水管布設工事」、「舗装工事」のうち以下のとおりとします。

・舗装（路盤工）面積1,000㎡以上で発注者が設定した工事で、その旨を特記仕様書に記載したもの

（2）発注方式

受注者が本市上下水道局の「ICT活用工事試行要領」に基づき「全面」又は「部分」活用を選択できる「受注者希望型」とします。

（3）費用負担

発注は、従来施工に基づく積算にて行うものとし、受注後においてICT活用工事を実施する場合には、大分県土木工事標準歩掛（ICT施工）及び国土交通省ICT活用工事積算要領に基づき契約変更を行うものとし、ます。

◆ 令和5年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

3. 建設現場における遠隔臨場について（試行）

本市上下水道局では、建設業における働き方改革の推進の一環として、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、建設現場における遠隔臨場を試行します。

(1) 対象工事

本市上下水道局が発注する工事のうち試行対象工事であることを特記仕様書に記載したもの

(2) 適用範囲

土木工事共通仕様書に定められた「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する場合に適用

- ・段階確認 …「土木工事共通仕様書」第3編土木工事共通編 第1章総則 第1節総則の「1-1-3監督員による段階確認及び立会等」に定める「7. 段階確認の臨場」に該当するもの
- ・材料確認 …「土木工事共通仕様書」第2編材料編 第1章一般事項 第2節工事材料の品質に定める「1. 一般事項」および「4. 見本・品質証明資料」により品質確認および現物による確認
- ・立 会 …「土木工事共通仕様書」第1編共通編 第1章総則 第1節総則の「1-1-2用語の定義」に定める「32. 立会」に該当するもの

◆ 令和5年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

4. 工事完成図書の電子納品について（試行）

本市上下水道局では、工事期間中における受発注者間の紙資料での受渡しを削減することにより、作業の効率化及び省資源・省スペース化を図るため、建設工事における最終成果（図面及び工事写真等）の電子納品を試行します。

（1）対象工事

本市上下水道局が発注する土木工事のうち、以下のとおりとします。

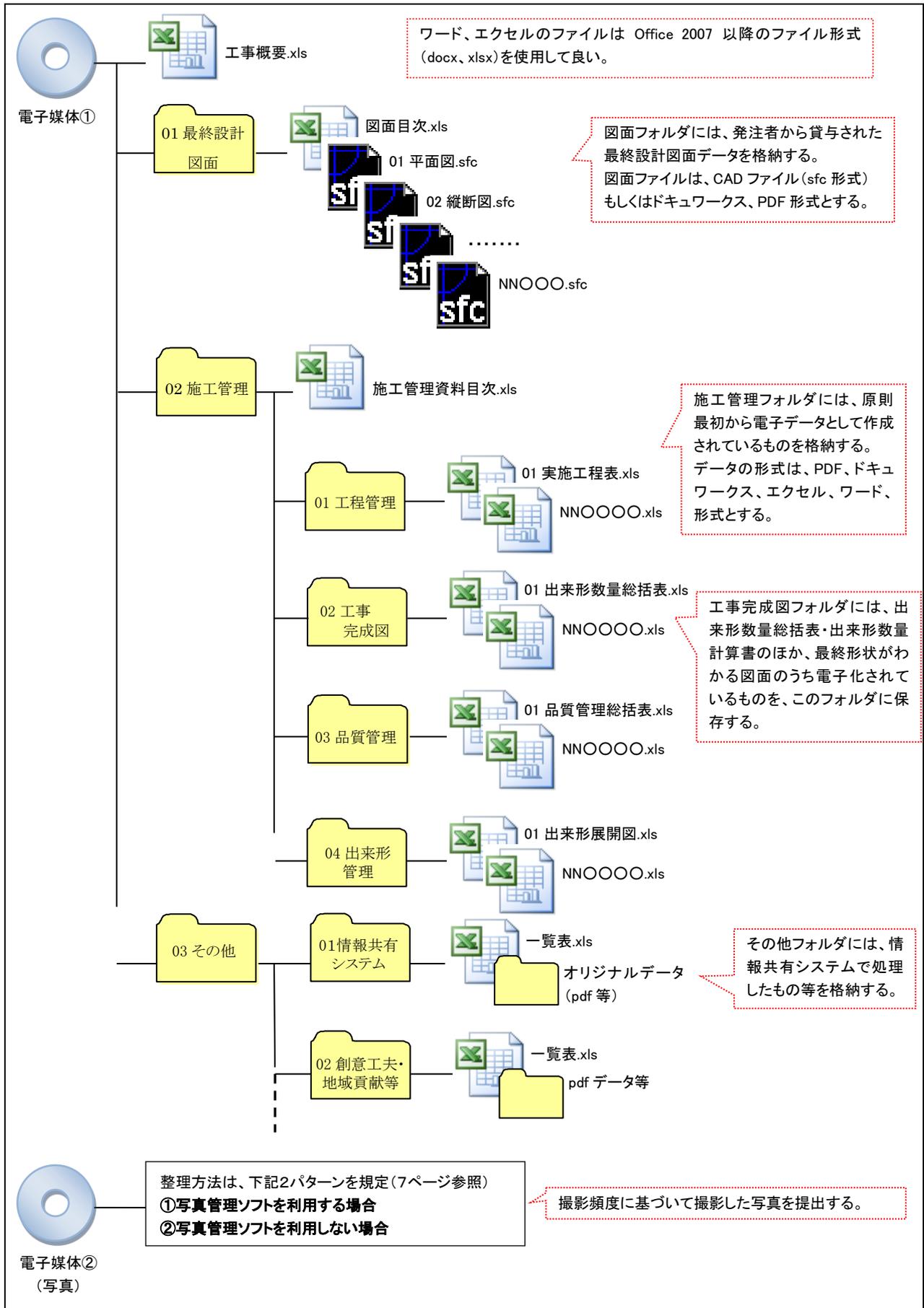
- ① 設計金額4,000万円未満 …… 「受注者希望型」
- ② 設計金額4,000万円以上 …… 「発注者指定型」

（2）作成方法

「大分市上下水道局電子納品試行運用ガイドライン」に基づいて、受注者が電子媒体を作成します。
なお、電子納品の媒体は CD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW とします。

◆ 令和5年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知等を行うものから適用します。

【作成イメージ】



令和5年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

配水管布設工事の入札方法を一部変更します(試行)

本市上下水道局発注の配水管布設工事A等級のうち開削工事の入札において、今年度7月14日時点で、発注件数28件に対して既に11件の入札不調が発生しており、事業の進捗の遅れなど影響が出ています。

配水管布設工事については、「大分市上下水道局建設工事競争入札参加資格審査要綱」において設計金額ごとに入札に参加できる等級を定めておりますが、入札不調対策として入札参加基準の一部変更を試行します。

(変更点)

当分の間、設計金額が1,000万円以上の配水管布設工事について配水管布設工事の等級がB等級の業者も参加できることとします。

【入札参加者基準】

設計金額	現行	改正後
1,000万円以上	A等級	A等級
		上記入札が不調の場合
		A等級 <u>B等級</u>
500万円以上 1,000万円未満	B等級	現行どおり
500万円未満	C等級	現行どおり

◆ 令和5年7月24日以降に入札公告を行うものから適用します。

令和5年度 建設工事に係る入札契約制度の改正について

本市上下水道局では、いわゆる「新・担い手三法」の趣旨等を踏まえた制度改正を行ってきましたが、令和5年度8月までの入札状況等を踏まえ、建設工事について 下記のとおり制度改正を行います。

制度改正

- ・土木一式工事の入札方法等を一部変更します（試行）

令和5年8月30日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

土木一式工事の入札方法等を一部変更します(試行)

本市上下水道局発注の設計金額が 4,000 万円以上 1 億円以下の下水道管渠の開削工事の入札について令和 5 年 9 月から一部入札方法等を変更します。

(変更点)

年度当初については、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」に定められているとおり、土木一式工事の等級が A 等級の業者のみ参加できることとします。

ただし、入札不調となった場合は、その案件ごとに下記表のとおり、第 2 段階、第 3 段階へと移行します。

【入札参加者基準（土木一式工事のうち設計金額 4,000 万円以上 1 億円以下の下水道管渠の開削工事）】

	現行 (令和4年4月1日以降)	改正後		
設計金額 4,000 万円以上 1 億円以下	A 等級	第 1 段階	A 等級	
	上記入札が不調の場合	上記入札が不調の場合		
	A 等級 <u>B 等級※1</u>	第 2 段階	A 等級 <u>余裕期間を設定</u>	
		第 3 段階	A 等級 <u>B 等級※1</u> <u>余裕期間を設定</u>	

※1 土木一式工事の平均完成工事高が対象案件の設計金額(税抜)以上の業者に限る。

※2 入札不調が続く場合においては、第2段階より開始する場合があります。

- ◆ 令和5年9月1日以降に入札公告を行うものから適用します。
- ◆ 令和5年度において、現時点で入札不調が続いており第2段階に入っていることから、今後の入札案件につきましては第2段階より適用します。